

横須賀法人会 ニュース みなと

# MINATO

## CONTENTS

### 第35回法人会全国大会鳥取大会 平成31年度税制改正に関する提言を公表

平成30年分 年末調整等説明会及び  
消費税の軽減税率制度等説明会の開催のお知らせ

NO.  
**273**  
2018.11

法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動



#### 2018 Y・フェスタ追浜・追浜ハロウィン

季節ごとに様々なイベントで彩られる追浜地域。今年で13回目を迎えた「2018Yフェスタ追浜・追浜ハロウィン」が、10月28日に開催された。ハロウィンパレードでは、地域団体やダンスチーム、コスプレイヤーなど述べ1,600名ほどが思い思いのコスチュームで今年のハロウィンを楽しんだ。

主催：追浜観光協会／Y・フェスタ追浜実行委員会 共催：日産自動車(株)追浜工場 ほか  
後援：横須賀市 ほか 協賛：(公社)横須賀法人会北部地区会 ほか

# 第35回 法人会全国大会 鳥取大会開催 平成31年度税制改正に関する提言発表



全国大会で挨拶する 全法連・小林栄三会長

## 財政健全化は国家的課題

全法連・小林栄三会長は、冒頭のあいさつで、以下の通り述べた。

この全国大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

さて、私たち法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体』として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教育など「税」を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しております。

現在、我が国経済は、引き続き緩やかに拡大していますが、自立的で力強い好環境に入ったと言える段階には至っておりません。

一方、海外に目を転じると、米政権の保護主義的政策が各国との経済摩擦を引き起こしており、我が国にとって看過できないリスクとなっています。我が国経済が変動をきたすようなことになれば、地域経済や雇用の担い手である中小企業への影響は甚大なものとなります。

また、国家的課題である財政健全化は、国・地方の基礎的財政収支の黒字化目標の達成時期が2025年度に延期されたほか、消費税収の使途が拡大されるなど不透明な状況が続いております。

法人会では、こうした点を踏まえ、このたび「税制改正についての提言」を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く期待しております。

どうか、今後とも皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



10月11日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第35回法人会全国大会」が、とりぎん文化会館で開催され、全国から約1,600名の各会代表が集い、初秋の鳥取市が熱気に包まれた。

当会からは、小池克彦会長、鈴木透副会長、鈴木孝博理事、立石文彦理事、釜谷正行事務局長の5名が、記念式典や税制改正に関する提言の発表などに参加した。



## 平成31年度 税制改正に関する提言（要約）

### 基本的な課題

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政

府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

○社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

## 3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

## 平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題  
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。  
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、  
真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手、事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。  
なお、消費税引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

## 5. マイナンバー制度について

## 6. 今後の税制改革のあり方



全国大会に参加された皆さん

## Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

### 3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設  
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

## Ⅲ. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- 「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- 地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
  - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。  
また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
  - (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
  - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
  - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠

するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

#### IV. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

#### V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

### 税目別の具体的課題

#### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 公益法人課税

#### 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
  - (2) 各種控除制度の見直し
  - (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

#### 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

#### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

#### その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

### 大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好環境に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策が各国との経済摩擦に発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税の引き上げの再延長に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日  
全国法人会総連合全国大会

# 活動の秋 法人会の社会貢献活動・研修会

秋の法人会は様々な行事が目白押しです。各地で、社会貢献活動や、セミナーが積極的に開催されています。

特に今年は、米海軍第7艦隊音楽隊のコンサートが、三浦と横須賀で9月に相次いで開催されました。両会場を満員の市民で埋め演奏を楽しみました。

これからも法人会の事業をチェックして頂いて皆さんで参加できる事業には、ご協力をお願いいたします。



9/16 献血活動 南部地区会  
於：京急久里浜ウイング前



9/19 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート  
三浦地区会 於：みうら市民ホール うらり



9/21 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート  
於：横須賀市文化会館



9/21 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート  
米軍メンバーとスタッフで記念撮影



9/23 荒崎海岸クリーンフェスタ2018秋  
西部地区会 於：荒崎海岸 なんやの浜



9/24 しらかばこどもの家 職業体験 青年部会 於：「キッズニア東京」





10/3 教養セミナー「人を動かすコミュニケーション技術」 講師：東京工芸大学 大島 武 教授  
女性部会 於：横須賀商工会議所



10/7 よこすかさかな祭り 中央第2地区会  
於：横須賀魚市場



10/13 おりょうさんまつり 南部地区会大津支部  
於：信楽寺



10/18 防災講演会「地震と津波から命を守る」 講師：地震津波踏査研究チーム21代表 湯本 信治 先生  
中央第2地区会 於：横須賀商工会議所



### 参加・観覧の出来る今後の主な事業予定（協賛を含む）

11月～12月

| 日程        | 内容  | 場所(時間)                    | 主催      | 参加(観覧) |
|-----------|---|---------------------------|---------|--------|
| 11月5日～18日 | 絵はがきコンクール展示   | モアーズ横須賀店8階                | 女性部会    | 自由     |
| 11月24日(土) | ショッピングライブ   | ショッピング横須賀店<br>13:00～15:00 | 東部地区会   | 自由     |
| 12月2日(日)  | 全国車椅子マラソン追浜チャンピオンシップ<br>*ボランティア募集中(詳細の問い合わせは事務局まで TEL 046-825-7100) | 京急追浜駅前<br>11:00～          | 北部地区会協賛 | 自由     |
| 12月6日(木)  | 教養セミナー「ハーバリウムづくり」<br>(詳細の問い合わせは事務局まで TEL 046-825-7100)              | セントラルホテル<br>15:00～        | 女性部会    | 事前申込   |
| 12月11日(火) | 決算法人説明会   | 横須賀商工会議所<br>14:00～        | 税制委員会   | 自由     |



## 配偶者に関する規定

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 安川 真永



税法には配偶者に関する優遇規定があります。夫が妻を扶養する場合を例に社会保険の規定と合わせて、主なものを挙げたいと思います。

### (1) 所得税

夫自身の合計所得金額が1千万円以下の場合で、妻の合計所得金額が38万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）のときは配偶者控除を、38万円超123万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円超201万円以下）のときは配偶者特別控除をそれぞれ受けることができます。また、夫が控除を受けることができる金額は段階的に1万円から38万円です。

### (2) 相続税

妻が遺産分割等により実際に取得した正味の遺産額が次の金額のどちらか多い金額までは妻に相続税がかかりません。

- ① 1億6千万円
- ② 妻の法定相続分相当額

### (3) 贈与税

夫婦間で居住用の不動産を贈与した場合で次の要件を満たすときは最高2千万円まで配偶者控除を受けることができます。

- ① 婚姻期間が20年を過ぎた後の贈与であること
- ② 居住用不動産又は居住用不動産取得のための金銭の贈与であること
- ③ 一定の居住要件（現実に住んでいるなど）を満たすこと

### (4) 健康保険(全国健康保険協会等が管掌のもの)

会社員などで健康保険の被保険者になっている夫の妻が次の要件を満たすときは、その妻は夫の扶養

に入ることとなります。

- ① 主として夫により生計を維持する者であること
- ② 年間収入が130万円未満（60歳以上又は一定の障害者は180万円未満）であること
- ③ 妻自身が健康保険の被保険者でないこと

### (5) 国民年金の第3号被保険者

会社員などで厚生年金保険の被保険者になっている夫の妻が次の要件を満たすときは、その妻は国民年金の第3号被保険者となります。

- ① 上記(4)①②の要件を満たすこと
- ② 20歳以上60歳未満であること
- ③ 妻自身が厚生年金保険の被保険者でないこと

### ※留意事項等

- I. 税法の規定では原則として戸籍上の配偶者が対象になるのに対して、今回挙げた社会保険の規定では原則として事実上の婚姻関係（内縁関係）にある者も対象になります。
- II. (4)③・(5)③について、妻がパートなど短時間労働者であっても、事業所の規模等一定の要件を満たす場合には、月8万8千円(年106万円)以上の給与収入があるときは、妻自身が社会保険の被保険者となります。
- III. 各規定の適用を受けるためには、申告書を提出するなどの前提条件を満たす必要がある場合や例外規定がある場合があります。

にせ税理士に注意!!



**にせ税理士に注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部  
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階  
TEL 046-824-4193

**e-Tax宣言!!**

(公社)横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

**e-Tax 利用推進運動展開中!**

**税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!**

(公社)横須賀法人会では、e-Taxによる申告・納税を推進しています。

税理士に依頼される際にも、ぜひ、e-Taxで『代理送信』をご利用下さいますようお願い致します。まずは、お手元のパソコンから開始届けが提出できます。 <http://www.e-tax.nta.go.jp> e-Taxの利用についてのお問い合わせは、法人会事務局(TEL 825-7100)までお気軽にどうぞ。



誌上

厚生委員会

## 健康相談 No.137

横須賀市立市民病院  
臨床検査技術科 科長  
師田 かわり 先生

## 超音波検査（エコー検査）について

超音波検査をご存知でしょうか？また受けられたことはありますか？

エコー検査ともいわれますが、全身、さまざまな部位につき調べることができる検査です。

人の耳で聞こえる音の周波数は20～20,000Hzです。超音波検査で使う音波は周波数4MHz～15MHzの「超」がつく高い周波数の音波です。

もちろん人の耳で聞き取れる音ではありません。その超音波を体外の機器から発射し体内の臓器に当てます。臓器や血管に当たった音波はこだま（エコー）のように跳ね返りまた機器に戻ってきます。その戻ってきた音波を解析し画像にします。当たった臓器の性状により跳ね返り方が異なるためコントラストのついた画像を得ることができるのです。

同じく超音波を利用しているのが魚群探知機です。深い海の中の魚の群れを超音波により表示できるわけです。

## 超音波検査の利点は

- ・痛みがほとんどありません。（硬い機械を当てますので多少の痛みを感じることはあります）
- ・放射線を使いませんので被爆の心配はありません。
- ・妊婦さんの検診では胎児の観察に使われるように安全性に問題はありません。
- ・体内の金属類も検査に支障しません。
- ・ベッドサイドで手軽に検査ができます。健康診断のスクリーニング検査から精密検査まで幅広く活用できます。

## 超音波検査でわかること

- ・腹部  
主に肝臓、胆嚢、膵臓、腎臓、脾臓、膀胱、前立腺、子宮、大動脈など臓器の形の変化や腫瘍の有無、結石の有無などを調べます。
- ・体表  
乳房では乳腺症や腫瘍の有無、甲状腺では形状の変化や腫瘍の有無などを調べます。
- ・心臓  
動きや大きさなどを観察し心筋梗塞や心肥大、心拡大について調べます。また弁膜症や先天性疾患の発見、心機能の評価ができます。



大について調べます。また弁膜症や先天性疾患の発見、心機能の評価ができます。

## ・血管

頸動脈、下肢静脈、下肢動脈などの検査をします。

頸動脈ではプラークといわれる血管壁の病変の有無、血管壁の厚さ、狭窄の有無を観察します。脳に血液を送る重要な血管であり、比較的体型などに影響されない部位であるため観察しやすく全身の動脈硬化の具合を推測するのに役立ちます。

下肢静脈では血栓の有無を調べます。エコノミークラス症候群と呼ばれる深部静脈血栓症の診断ができます。

## おわりに

超音波は固い骨や空気の入った肺や腸の観察には不向きですが上記のようにさまざまな疾患の診断に使われます。体への影響はありませんので繰り返し検査ができ情報量も多い有用な検査です。腹部エコーの際はお食事を控えていただきますが（お水やお茶は飲んでいただくかまいません。但し砂糖や乳製品が入っていないもの）他の検査については食事の制限はありません。

当院では主に臨床検査技師が検査を行っています。患者さんに安心して検査を受けていただくために日々研鑽を積んでおります。

(公社) 地域医療振興協会  
横須賀市立市民病院  
横須賀市長坂1-3-2  
TEL 856-3136 FAX 858-1776

## 消費税は期限内に納付しましょう！

消費税は、社会保障の安定財源として極めて重要な税金であり、事業者が消費者から預かった税金です。期限内に納付願います。

STOP The  
滞納

## 平成30年分 年末調整等説明会及び 消費税の軽減税率制度等説明会の開催のお知らせ

税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も年末調整の時期となりました。税務署及び市役所では、年末調整のしかた及び法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場ください。

おって、本年度は、消費税の軽減税率制度等説明会についても併せて開催いたします。

### 記

| 開催日       | 開催時間             |                                | 説明会会場                  | 対象地域 <sup>(注)</sup>    |                        |                        |                        |                    |     |
|-----------|------------------|--------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------|-----|
| 11月19日(月) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 | 横須賀地方合同庁舎<br>(2階共用会議室) | 横須賀市<br>大津・浦賀地区        |                        |                        |                        |                    |     |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |
| 11月20日(火) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 |                        | 横須賀地方合同庁舎<br>(2階共用会議室) | 横須賀市<br>久里浜・北下浦・西地区    |                        |                        |                    |     |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |
| 11月21日(水) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 |                        |                        | 横須賀地方合同庁舎<br>(2階共用会議室) | 横須賀市<br>追浜・田浦・衣笠地区     |                        |                    |     |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |
| 11月26日(月) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 |                        |                        |                        | 横須賀地方合同庁舎<br>(2階共用会議室) | 横須賀市<br>本庁・逸見地区        |                    |     |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |
| 11月27日(火) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 |                        |                        |                        |                        | 横須賀地方合同庁舎<br>(2階共用会議室) | 横須賀市<br>本庁・逸見地区    |     |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |
| 11月22日(木) | 用紙配布<br>年末調整等説明会 | 12時30分～13時00分<br>13時00分～15時30分 |                        |                        |                        |                        |                        | 三浦市総合体育館<br>潮風アリーナ | 三浦市 |
|           | 軽減税率制度等説明会       | 15時45分～17時00分                  |                        |                        |                        |                        |                        |                    |     |

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

### 【注意事項】

- 1 説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。
- 2 説明会開催日前に年末調整関係用紙を必要な方には、横須賀税務署総合窓口(庁舎3階)にて配布をしております。なお、多量の用紙(おおむね1,000枚以上)をご請求される場合には、事前に必要枚数を管理運営部門へ電話にてご連絡の上、同部門でのお受け取りをお願いします。

**\* 横須賀税務署 横須賀市新港町1-8 TEL046-824-5500 \***

## 新 会員紹介

(平成30年8月～30年10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —  
近くの会員企業を利用しましょう

| 支 部            | 法 人 名          | 代 表 者 名 | 所 在 地          | 電 話           | 業 種             |
|----------------|----------------|---------|----------------|---------------|-----------------|
| <b>北部地区会</b>   |                |         |                |               |                 |
| 追浜東            | (株)晴将企画        | 中山 章子   | 浦郷町1-11-27     | 801-0837      | 建設業             |
| 田浦             | (有)桑原製作所       | 桑原 剛    | 船越町2-2         | 861-7388      | 金属加工業           |
| <b>中央第1地区会</b> |                |         |                |               |                 |
| 米が浜日の出         | * 行政書士 小串滋彦事務所 | 小串 滋彦   | 日の出町1-3        | 070-5072-4200 | 行政書士            |
| <b>中央第2地区会</b> |                |         |                |               |                 |
| 三春             | 岡田電機工業(株)      | 岡田 英城   | 三春町2-32        | 825-2288      | プラスチック成形・塗装・印刷等 |
| <b>南西地区会</b>   |                |         |                |               |                 |
| 池上             | * 湘南ウディスタイル    | 佐藤 健一   | 池上3-1-8        | 805-0358      | 建設業             |
| <b>東部地区会</b>   |                |         |                |               |                 |
| 大矢部            | エパーグリーンスポーツ(株) | 高橋 延昌   | 佐原4-1261       | 884-8036      | テニスクラブ経営        |
| 大矢部            | (株)エスシープランニング  | 前 誠一郎   | 大矢部2-2-6       | 838-5625      | 建設業             |
| <b>南部地区会</b>   |                |         |                |               |                 |
| 北下浦            | *              | 関 加美世   | 粟田1-12-14      | 848-6111      |                 |
| <b>三浦地区会</b>   |                |         |                |               |                 |
| 三崎第1           | * (株)エーアンドオー   |         | 東京都渋谷区本町1-7-16 | 03-5333-6807  | IT業             |
| 南下浦            | 一義丸(株)         | 北風 洋一   | 南下浦町松輪284      | 886-1453      | 釣舟              |

\*は賛助会員です

### 広報の窓



### 浦賀奉行所の概要

現在の趣味は、登山、街道歩きと近郊の散策です。昔から日本史に興味があり、歴史書や歴史小説を読んでいます。

年を重ねるに従い地元横須賀の歴史に興味を持ち、資料や案内書を読み出しました。

その中で、開国史研究会（会長・山本詔一さん）に入会し、色々勉強をさせて頂きました。

久里浜沖にペリー艦隊が来航し、アメリカ合衆国フィルモア大統領の將軍宛の親書の受け渡しがあり、浦賀奉行所の役人達の活躍が有りました。

#### 「上喜撰たった四杯で夜も寝られず」

ご承知の方も多いとは思いますが、実際は、蒸気船は2隻でした。このように知っているようで知らない事がまま有りますが、地元の皆さんに浦賀奉行所のことは、余り知られていないと思います。

浦賀奉行所は、大型船の増加による物流の増加に伴い、伊豆の下田奉行所の浦賀への引越しに伴い1720年に開設されました。2020年には、開設より300年を迎えます。

江戸幕府の終焉により、奉行所も閉鎖となりましたが、148年間で52名の旗本が奉行を務めました。

浦賀奉行所の主な任務は税金の徴収、主要物質の流通量の把握により、江戸の物価の安定化、警察・海上保安庁・裁判所的な役割と、海の関所として「入り鉄砲出女」の監視がありました。三浦三崎と伊豆にも出先機関が有りました。



郷土資料館（浦賀）にある奉行所の模型

組織は、奉行（1819年より浦賀と江戸に1名の計2名体制）の下に副奉行格の支配組頭（1850年より）、与力（各部門の責任者）が10～20名、同心（各部門の実行部隊）が50～100名で運営されていました。その他に浦賀の東西と下田より移転の廻船問屋の足軽が働いていました。

東京湾には、1818年のイギリス船ブラザーズ号より1853年のペリー艦隊まで7回の異国船が入って来ました。その内、1837年のモリソン号に実際に台場から大砲が撃たれたのが、東京湾内での唯一の発砲でした。

浦賀奉行所の跡地は、現在 住友重機械工業(株)より更地にされ横須賀市に寄贈されており、地元の方々により清掃維持活動がなされています。この跡地に、出来れば奉行所の一部でも今後再建されることを、期待しております。

広報委員 (有)日進モーターズ 細谷 修

# 税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 🔍